

2026

3

KAWASAKI

川崎南法人会だより



ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索



<https://km-hojinkai.or.jp>

表紙写真：川崎市観光協会 提供 ニヶ領用水「近所の絶景」

発行所／公益社団法人川崎南法人会 編集兼発行人／広報委員会
川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階 <https://km-hojinkai.or.jp>
TEL：044-276-8731 FAX：044-276-8738

令和8年新年賀詞交歓会	2
中学生の「税についての作文」	3
STOP！免税品転売	4
死因贈与、…今遺贈！?	6
宴会の食べ残しをなくす3010運動	7
その巻き爪、気になっていませんか？	8
陸海空自衛官募集	9
活動報告	10
新入会員のご紹介・主要行事予定	11

令和8年 新年賀詞交歓会

令和8年 賀詞交歓会

公益社団法人 川崎南法人会



鈴木慎二郎 会長

令和8年新年賀詞交歓会が1月13日（火）川崎日航ホテルに於いて、ご来賓、会員を合わせ約120名が出席し開催されました。

伊藤副会長の開会の挨拶で始まり、最初に主催者を代表して鈴木慎二郎会長より新年の挨拶、続いてご来賓の紹介、ご来賓を代表して川崎南税務署長の内田義彦様、川崎県税事務所長の渡辺大様、川崎市長の福田紀彦様、川崎商工会議所会頭の窪田雅己様、衆議院議員の田中和徳様の祝辞に続き今年度、納税表彰を受表彰された役員の方々への花束贈呈式を行いました。続いて川崎南税務署副署長大島俊貴様のご乾杯のご発声により祝宴は始まり、ご来賓、役員、会員の交流が深まり盛大に行われました。



内田義彦 税務署長



渡辺大 所長



福田紀彦 市長



窪田雅己 会頭



田中和徳 衆議院議員

【新入会員歓迎会】

賀詞交歓会の前に新しく入会された会員の方々により一層の親睦を図るための新入会員歓迎会を開催致しました。税務署幹部の方々との名刺交換や税務調査についてのお話など、事業の交流も益々深まり実りのある会となりました。



表彰受表彰者へ花束贈呈

新入会員歓迎会

公益社団法人 川崎南法人会



中学生の「税についての作文」

租税教育推進活動の一環として納税貯蓄組合総連合会並びに関係協力団体が中学生の「税についての作文」を募集し、川崎区・幸区の中学校から多数の作品が寄せられ、川崎南税務署長賞をはじめ各団体賞があり厳正な審査の結果、当川崎南法人会会長賞に川崎市立臨港中学校3年生、高島圭太さんの作品が選ばれましたのでご紹介いたします。



「クラスと猫、公と僕たち」

川崎市立臨港中学校

高島 圭太

小学生のころは「公共」という言葉の意味が全然、ぴんときなかった。この学校は「市」の建物だとか道路を「国」が作っているとか教えられても、市役所とか国会議事堂のような建物をぼんやりと思い浮かべるだけで、要するに会社みたいなものなのだろうと思っていた。地理や歴史を学んでいくうちに、地域や国の成り立ちについて知ることができたけれども、それは例えば酸素や二酸化炭素のように毎日の生活で実感しにくいものだった。

国や地域に、初めて具体的なイメージを持たせたのは、税金について学んでからだ。僕たち国民から集めたお金を使って、僕たちの暮らしが良くなるようにする、それが「国」の仕事なのだ、としつくりきた。今の僕なら、そんな税金の仕組みを小学生の僕にどう説明するだろう。

例えばクラスで猫を飼うことが許されたとする。猫の餌代やトイレの砂、ゲージを買うためにはお金が必要で、クラスの一人一人が少しずつお金を出し合う。これで説明はなんとなくつくような気がする。

でもきつと、僕はもつと説明したくなる。僕たちが暮らす社会は、そこまで単純ではないからだ。もちろん猫とクラスの関係だってシンプルじゃない。猫が病気になるってしまったら莫大な治療費が必要になるし、子猫を産んだらかわいがれる分だけ負担も増える。お金を払えなくなる人が出てくるかもしれないし、逆に沢山払って猫を独り占

めしようとする奴がいるかもしれない。そう考えると猫とクラスはトラブルの連続で、何をどうすればうまく行くのかを決めていくのが「政治」で、決めたことを実行していくのが「公」の仕事になる。

小学生の僕は「政治」という言葉を聞いたとたん、急に自分とは関係のない話になつたような気がするかもしれない。けれど、小学生の内からでも、少ないお小遣いで買い物をする時に、きちんと税金を払っている。十パーセントの消費税だ。消費税には、百円のチョコバーを十個買うと一個おまけでもらえる、くらいの価値がある。その価値の分、まだ子供ながら政治に口出しをしていいはずだ。僕たちにはまだ、選挙権がない。僕たちは世の中のことをよく知らない。ただ、選挙権はつかかりが政治参加ではない。政治が何を決め、何をしてくれたのか関心を持つべきだと思う。消費税を支払っている僕たちは、もう税と政治の仕組みに片足をつっこんでいるからだ。

そもそも僕は、クラスで猫なんか買いたくないんですけど。もしかして、誰かからそんな意見が出るかもしれない。残念ながら、今さらそうはいかない。クラスの例えを国に当てはめた場合、猫に当てはまるのは多分、この国のこの地域にすでに産まれている、僕たち国民の命なのだろうから。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。



イータックス 🔍 検索



National
Tax Agency



Japan
Customs

STOP! 免税品転売

No Reselling Tax-Free Goods
禁止倒卖免税购买的物品

免税購入した物品を出国前に譲渡又は消費した場合は消費税が徴収されます。免税購入した物品を出国前に譲渡した場合には罰則(1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)があります。

If you have transferred or consumed the tax-free goods prior to departure, you have to pay the consumption tax. You may be subject to penalty (imprisonment up to one year or a fine up to a maximum of 500,000 yen) if you have transferred the tax-free goods prior to your departure from Japan.

如果出境以前将免税购买的物品转让别人或自己消费, 则会被征收消费税。如果在出境前将免税购买的物品转让别人的, 将会受处罚(1年以下的徒刑或50万日元以下的罚款)。

免税店制度の不正利用に関する情報提供窓口
Scan the code to report fraudulent
use of Tax-Free Shopping System.
请扫描此处举报对免税制度的违法使用。



(2025年4月改訂)



国税庁

税関
Japan Customs観光庁
Japan Tourism Agency

免税物品を購入する 一時帰国者の方へ

1. 免税購入する物品は、購入者自身が確実に国外に持ち出さなければいけません。

- 免税物品は、**お土産品等として国外に持ち帰る目的で購入する方のみ**購入することができます。
 - 事業用又は販売用のほか**転売目的**やSNS等で依頼を受けて第三者のために免税物品を購入することはできません。
2. 国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有することについて、**戸籍の附票の写し又は在留証明**であって、最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成されたものを**免税店に提示する必要があります。**
- 戸籍の附票の写し又は在留証明の**作成時点において**、「国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有すること」が戸籍の附票の写し又は在留証明によって確認できる必要があります。
 - 在留証明には、電磁的記録で提供されるもの（いわゆるe-証明書）やe-証明書を紙に印刷したものを含みます。

空港又は海港

3. 出国時に税関に**パスポートと購入物品**を提示してください。



スーツケースなどに入れて「機内預け」とする場合には、航空会社へ預ける前に必ず税関の確認を受けてください。

税関において免税物品を所持しているかどうかを検査

※免税購入した物品が多量の場合、税関の検査には時間がかかります。時間に余裕をもって航空機又は船舶への搭乗手続を行ってください。

4. 出国時に免税物品を所持していなかった場合には、税関において**消費税が徴収**されます。

- 出国前に譲渡又は消費をした場合は**消費税が徴収**されます。
- 免税購入した物品を出国前に譲渡した場合には罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）があります。
- ※ 出国する際に税関に輸出を証する書類を提示することで、輸出の確認を受ける取扱い（いわゆる**別送の取扱い**）は、**2025年3月31日をもって廃止**されました（同日までに購入した商品であれば、同年4月1日以降に別送した場合であっても、原則「別送の取扱い」の適用を受けることができます。）。

- 免税購入の際に免税店で免税販売の対象者であることを確認します。
 - 免税で物品を購入後、免税購入対象者でなくなる場合（入国後6か月経過した時など）には、免税購入対象者でなくなる時の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長から消費税が徴収されます。この場合、税務署長にパスポート等を提示してください。
 - **戸籍の附票の写しには「本籍地の地番」が、在留証明には「住所（又は居所）を定めた年月日」及び「本籍地の地番」が記載されたものが必要となります。**在留証明申請に必要な書類については証明を受けようとする在公館にお問い合わせください。
- ※在留証明の「住所を定めた年月日」の記載に当たっては、居住を開始した日が立証できる書類を、また本籍地（地番まで）の記載に当たっては、戸籍謄抄本の写しなどの資料をそれぞれ在外公館に提示する必要があります。
- このリーフレットは国税庁ホームページよりダウンロードできます。



税のQ&A

死因贈与、…≡遺贈!?

税理士・CFP® 越智 浩

Q. 祖母から孫へ居住用不動産を死因贈与。

母乙が本年3月に亡くなりました。父甲はすでに12年前に死去していますので、相続人は長男である私Aと次男Bの2人です。

次男Bは仕事で長期の地方赴任が多いため、妻を病で亡くした15年前、B夫妻の子で孫になる幼かったXを母乙が引き取り、以後、同居したいへん可愛がり、大事に育てていました。そんな関係からか、死を覚悟した母乙は、孫X（現在22才）を受贈者として、自分の死後に自宅不動産（相続税評価額：土地160㎡ 4,000万円、敷地上の家屋1棟 500万円）を贈与する契約書を残していました。

次男Bはもちろん異論なく、私Aもこの間の事情を知っていましたので、被相続人乙の思いを慮り、相続人A・B間で死因贈与と契約を認める合意書を作成した上、その他預貯金など2,500万円相当の財産をすべて1/2ずつ相続する遺産分割を行いました。

遺産総額7,000万円は遺産に係る基礎控除額4,200万円を超えますので、相続税の申告が必要だと思います。申告の際、『小規模宅地等の課税価格の特例』を、死因贈与の場合、また、孫Xにも適用できるのでしょうか？

A. 相続税法上、死因贈与は遺贈として取り扱われるので、課税価格の特例の適用可。

死因贈与（契約）とは、贈与者の死亡により効力を生じる贈与（契約）である。

民法上、死因贈与は遺贈の規定を準用するとなっており、**自らの死を契機に自らの財産を他人に無償で移転する**という点において、死因贈与も遺贈も同様である。ただし、死因贈与は贈与者の意思表示と受贈者の承諾により**成立する契約**であるのに対して、遺贈は遺贈者の意思表示である**遺言による単独行為**で受遺者の承諾は求めないという点で異なる。

相続税法においては、民法のこの規定を尊重し、死因贈与≡遺贈ということで、**遺贈（死因贈与を含む）**として取り扱われる。従って、《設例》において、孫Xは遺贈により祖母乙の自宅不動産を取得した者となる。これは、①被相続人乙の居住の用に供されていた宅地を②被相続人乙の居住の用に供されていた1棟の建物に居住していた親族が取得したことになるので、③相続税の申告期限まで居住及び所有を継続すれば、『小規模宅地等の課税価格の特例』の適用を受けることができる。また、『特定居住用宅地等』に該当するため、課税価格の計算において80%減額することができる。

これにより、相続税の課税価格及び相続税の総額は、

- | | | |
|-------------------------|---------------------------------|----------------------|
| ① 小規模宅地等の減額 (160㎡≦330㎡) | 4,000万円 × 80% | = (△) 3,200万円 |
| ② 課税価格 | 遺産総額7,000万円 - 上記①3,200万円 | = 3,800万円 |
| ③ 相続税の総額 | 課税価格3,800万円<遺産に係る基礎控除額4,200万円より | ∴ 0円 |

となり、申告することにより特例を適用できるので、相続税の納税はないことになる。

ところで、死因贈与契約書は、遺言書のような厳格な形式を求められることはない。また、自筆証書遺言のように家庭裁判所の検認も必要ない。言わば、容易に作成することが可能である。現実には、《設例》のような親族ではなく、内縁関係の者に対する死因贈与と契約という事例も多々見られる。ということは、相続人に対する遺留分侵害と絡みながら、死因贈与契約は真実であるかどうか、本物であるかどうかという紛争の余地を多分に残すことになる。

「3010(さんまるいちまる)運動」って聞いたことがありますか？ 宴会の食べ残しを減らすための運動で、乾杯の後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開きの10分前には自分の席に戻って料理を楽しみましょう、というものです。

3010運動は、長野県松本市で始まりました。宴会での食べ残しが多いことを憂いた市長が、市役所の中で、宴会が始まってからの30分間は席について料理を食べよう、と提案した「30(さんまる)運動」が始まりでした。長野県では乾杯の後、すぐにお酌にまわってしまうことが多いそうです。せっかくだから市民にも呼びかけようと、最後の10分間も足して「3010運動」と名付けました。

これが評判になって他の自治体にも広がり、今では環境省の公式サイトに3010運動を啓発するためのツールがダウンロードできるようになっています。私も三角柱のPOPは何十回もダウンロードして印刷し、画用紙に貼ってPOPを作り、いろんな人に渡しました。仲間うちの飲み会でも、これをテーブルに置いておくと効果があります。

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、法人会の女性部会も食品ロス削減に積極的に取り組んでいて、つい最近、啓発ツールとして三角柱POPを作りました。法人会の宴会や懇親会は、会員どうしで交流するのが主な目的であることや、立食形式も多いことから、時間を「15分・10分」と、「3010」より短めに設定したそうです。三角柱POPは法人会事務局に頼めばもらえるそうですので、お勤め先の宴会などでの活用も、ぜひ検討してみましょう。

京都市は、宴会の時、お開きの前に幹事が「料理を食べ切りましょう」と声がけした場合と、声がけしなかった場合とで、どれくらい食べ残しの量が違

うか、実証実験をおこないました。その結果、声がけすることで食べ残しが4分の1まで減ることがわかりました。声をかけるだけならお金はかかりませんね。

立食パーティーの時には、用意する料理の量を参加者の7がけくらいにするとよいと言われます。先日、大学の立食パーティーに参加したところ、お開きの前になっても料理がたくさん残っていました。一緒に参加していた男性に「もったいないですね」と話しかけたところ、その方も別のイベントで毎回、宴会の食べ残しを減らすのに苦慮しているとのことでした。その方は弁護士で、イベントの参加者は高齢男性が多く、参加者の7がけにしても余るし、つまんで食べられるフィンガーフードにしても余るし、どうしたらいいかと悩んでいました。日本の場合は名刺交換の機会も多く、乾杯の時にはグラスを手に持ち、その上、お皿とフォークまで一度に持つことができないので、どうしても余ってしまいがちかもしれません。思い切って、料理の量はぐんと少なく抑えてもいいのかもしれないですね。イタリアの街、トリエステで入ったレストランでは、パンは最初から茶色い紙袋に入ってテーブルに置かれていました。おなががいっぱいだったらそのまま持ち帰りできます。

日本では、環境省の主催で食べ残しを持ち帰るドギーバッグの愛称コンテストが実施され、mottECO(モtteco)に決まりました。「持って帰ろう」と「もっとエコ」のメッセージが込められています。環境省の公式サイトではmottECOをダウンロードすることもできます。

宴会の幹事になった方は、3010の啓発ツールやmottECOを準備してみるのはいかがでしょうか。

<参考情報> 『3010運動普及啓発用三角柱POPダウンロード(環境省)』
<https://www.env.go.jp/recycle/food/3010pop.html>
 『mottECO(モtteco)ダウンロード(環境省)』
<https://www.env.go.jp/recycle/food/motteco.html>

筆者紹介

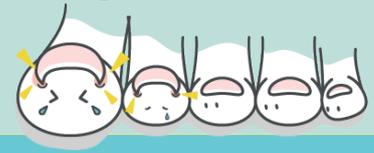
井出留美(いで・るみ)

奈良女子大学食物学科卒、博士(栄養学/女子栄養大学大学院)、修士(農学/東京大学大学院農学生命科学研究科)。ライオン、青年海外協力隊(JICA)、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食料支援での廃棄に衝撃を受け、(株)office 3.11を設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。『賞味期限のウソ』(幻冬舎新書)、『捨てないパン屋の挑戦』(あかね書房)など著書多数。

その巻き爪、気になっていませんか？

～体への影響と治療について～

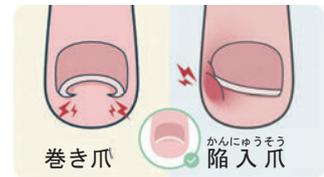
川崎幸クリニック 皮膚科
江畑 加奈子（えばた かなこ）医師



❖ 「巻き爪」とは？

巻き爪は、爪の端が内側に強く巻き込んで変形した状態を指し、実は多くの方が経験するといわれる身近な足のトラブルです。「爪の形が少し変なだけ」「そのうち治るだろう」と放置されがちですが、進行すると爪が皮膚に当たって痛みが出て歩きにくくなったり、姿勢の乱れや膝・腰への負担につながったりすることもあります。

爪にはもともと内側に巻こうとする性質がありますが、通常は歩行によって足の指に適度な力が加わることで、爪は自然に広げられ、形が保たれています。しかし、運動量が少ない生活や長時間座る習慣、足指が地面につきにくい「浮き指」の状態やサイズの合わない靴や深爪などが続くと、爪にかかる力のバランスが崩れ徐々に巻き爪が進行していきます。



さらに悪化すると、爪が皮膚に食い込み炎症を起こす「^{かんにゆうそう}陥入爪」へ進行し、腫れや化膿、強い痛みを伴うこともあり、早めの対応が重要です。

❖ 「巻き爪」の治療は？

巻き爪に対して、現在多く行われているのが「巻き爪矯正治療」です。これは専用の矯正器具を使い、爪の形を本来の状態に近づける治療法で爪を切ったり抜いたりする手術とは異なります。



近年では、矯正治療に外用薬を併用する方法も注目されています。爪を一時的にやわらかくしてから矯正することで、無理な力をかけずに治療でき、治療期間の短縮や再発予防が期待されます。治療期間は爪の伸びる速さに合わせて数週間から数か月程度かかる場合があります。

治療後の再発を防ぐためには、正しい爪切り（深爪を避け、四角く整える）、足に合った靴選び、足指をしっかりと使った歩き方など、日常生活でのセルフケアが大切です。

「たかが爪」と思われがちですが、足元の不調は日常生活の質に大きく影響します。
気になる症状がある場合は、我慢せず、早めに医療機関へご相談ください。

巻き爪の矯正は自費診療、陥入爪の治療は保険適応です。治療方法や期間・費用は医療機関により異なりますので、詳しい内容については、お近くの医療機関へご相談・ご確認ください。



社会医療法人財団 石心会
川崎幸クリニック
受診予約 ☎ 044-511-2112
電話予約受付時間
月～金 8:00～20:00 土曜 8:00～17:00 日曜 8:30～17:00 祝日 8:30～17:00



当院の巻き爪治療について

陸海空自衛官募集



あなたの可能性を
未来のために！！

9:00～16:00 下記の場所でお待ちしております
(18歳から32歳までの方)



〒210-0004

川崎市川崎区宮本町7-1 三陽会館ビル3F

TEL 044-244-5449 FAX 044-244-5441

kawasaki-kanagawa@rct.gsdf.mod.go.jp





12.15 全支部合同税務研修会
(世界のキャッシュレス動向を
交えて)



1.23 源泉部会研修会
(グレーゾーン事例で学ぶ
ハラスメント防止研修)

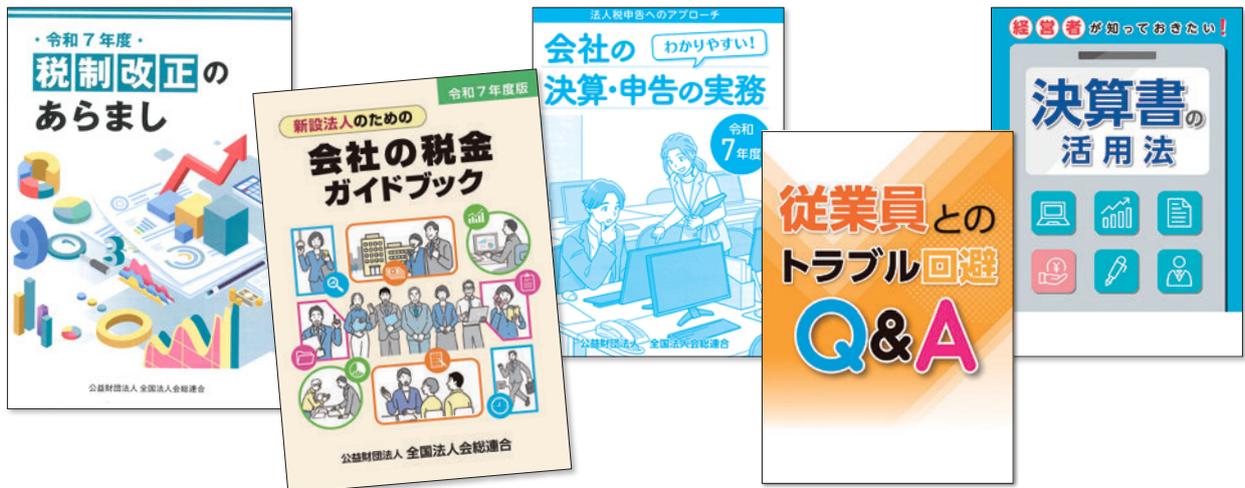


青年部会活動報告

11.26 租税教室
(南河原小学校)

川崎南法人会からののお知らせです

法人会では、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行っております。
 会員企業のみならず、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。
 下の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。(送料含無料)
 ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】 FAX : 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

キャッシュレス納付をご利用ください

簡単・便利



おすすめ 国税の納税には、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない、大変便利な「キャッシュレス納付」があります。是非ご利用ください。

<p>ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)</p> <p>e-Taxにより申告書等を提出した後、指定した預貯金口座から、即時又は納付日を指定して口座引落しにより納付する方法です。 利用する場合は、事前に届出書の提出が必要になります。</p> 	<p>振替納税</p> <p>事前に届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落しにより納付する方法です。申告所得税と個人事業者の方の消費税が対象です。</p>	<p>インターネットバンキング</p> <p>契約しているインターネットバンキング等から納付する方法です。</p> 	<p>クレジットカード納付</p> <p>インターネット上でのクレジットカード支払機能を利用して納付する方法です。 ※納付する金額に応じた決済手数料がかかります。</p>	<p>スマホアプリ納付</p> <p>スマートフォンから各種Pay払いを選択し、その残高から納付する方法です。納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。</p> 
--	---	--	---	---



法人会は「キャッシュレス納付」の推進に協力しています。

さらに詳しくはWEBへ

キャッシュレス納付 🔍 検索

新入会員のご紹介

(令和7年12月1日～令和8年1月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
南4	(一社)SSW情報研修センター	野田 正 人	田島町17-10	スクールソーシャルワークに係る 人材育成 他	事務局
南1	(株)ウイステリアジョイン	瀧本 弘子	渡田向町14-12	不動産賃貸、管理	大同生命保険(株)
幸1	(株) N I N E	中畑 摩耶	南幸町2-24-3	小売り	AIG損害保険(株)
南2	大機工業(株)	高橋 剛	渡田山王町26-4	建設業	大同生命保険(株)
南1	(株)宮巳工業	宮城 巳代司	大島上町9-14	建設業	AM自動車工業(株)
中央	J Aセレサ川崎 みなみ支店	梶 稔	宮本町2-31	金融機関	山次工業(株)
東2	J Aセレサ川崎 大師支店	梶 稔	出来野6-23	金融機関	山次工業(株)
南3	J Aセレサ川崎 大島支店	梶 稔	大島4-13-14	金融機関	山次工業(株)
南2	J Aセレサ川崎 小田支店	梶 稔	小田5-27-1	金融機関	山次工業(株)
幸4	J Aセレサ川崎 日吉支店	梶 稔	南加瀬5-3-1	金融機関	(株)村松工務店
幸3	J Aセレサ川崎 鹿島田支店	梶 稔	新塚越201	金融機関	(株)村松工務店
幸2	J Aセレサ川崎 小向支店	梶 稔	小向西町3-71-1	金融機関	鈴庄商事(株)
区外	J Aセレサ川崎 御幸支店	梶 稔	中原区田尻町31	金融機関	鈴庄商事(株)

賛助会員 花岡 伸 (花岡塗装工業所)

古名建設工業

川崎南法人会 主要事業予定

令和8年 3月

4日(水)

●ボウリング大会

会場：川崎ランドボウル
時間：19：00～

9日(月)・13日(金)

●生活習慣病検診

会場：川崎市産業振興会館
時間：9：30～

11日(水)

●第6回 広報委員会

会場：法人会事務局
時間：16：00～17：00

13日(金)

●女性部会 年度末研修会

講師：川崎南税務署
大島 俊貴 副署長
テーマ：「査察調査の現場から一実務を通じて得た体験談」
会場：川崎市産業振興会館
時間：16：00～16：50

17日(火)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎市産業振興会館
時間：9：30～12：30
13：30～16：30

18日(水)

●源泉部会 研修会

テーマ：「源泉徴収事務（手続編）」
講師：川崎南税務署 担当官
会場：川崎市産業振興会館・オンライン
時間：14：00～16：00

24日(火)

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎市産業振興会館
時間：13：30～16：15

30日(月)

●税に関する絵はがきコンクール表彰式

会場：川崎市産業振興会館
時間：14：00～15：00

4月

16日(木)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署 担当官 他
会場：川崎市産業振興会館
時間：13：30～16：30

16日(木)

●全国女性フォーラム 埼玉大会

講師：落語家 林家 たい平 氏
会場：ソニックシティ
時間：14：30～17：20

22日(水)

●源泉部会 研修会

テーマ：「源泉徴収事務（基本編）」
講師：川崎南税務署 担当官
会場：川崎市産業振興会館・オンライン
時間：14：00～16：00

● 税務無料相談 ●

相 談 日

3月の相談日／17日(火)
4月の相談日／14日(火) } 午後1時～3時

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-276-8731
川崎市幸区堀川町66-20(川崎市産業振興会館5F)

● 法律無料相談 ●

相 談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

神奈川県火災共済のご案内

1. 地域限定(神奈川県)の共済制度につき、安心してご利用いただけます。
2. 中小企業者の相互扶助を目的とした共済制度です。
3. 共済独自の割安な掛金設定
4. 共済期間(1年契約～長期5年契約まで)を任意に設定

店舗・事務所・工場の建物・什器・商品から住宅の建物・家財までワイドにお引受け

総合火災共済 普通火災共済*1 新総合火災共済

総合火災共済 新総合火災共済

下記の事故が起こった場合に損害共済金をお支払いします。
※詳しい内容はパンフレット、重要事項説明書等でご確認ください。



火災・落雷・爆発



風災・雷災・雪災
(20万円以上の損害)



水災*2



水濡れ*3



盗難・騒擾



物体の飛来等



破損・汚損*4



プラス

- *1 普通火災共済では、火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災による損害を補償します。
- *2 床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合をいいます。
- *3 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。
- *4 破損・汚損は特約となります。(共済始期から1年間ごとに100万円を共済金の上限とします。)

総合賠償責任共済

休業補償共済



施設賠償 生産物賠償



借家人賠償



個人賠償



休業補償

- 事業用施設の所有・使用・管理上の不備または業務遂行に起因した第三者への法律上の損害賠償責任を補償
- 製造、販売した製品・商品または業務遂行の結果に起因した第三者への法律上の損害賠償責任を補償

- 施設が賃借の場合、賃借施設の貸主に対する賠償責任を補償(火災・破裂・爆発・給排水設備の事故による水濡れ事故により賃借施設に損害を与えた場合、戸室の原状復帰に係わる費用の賠償責任)

- 住宅の管理上に係わる事故による賠償責任を補償
- 日常生活上で生ずる事故による賠償責任を補償

- 店舗や工場など事業用施設が火災落雷・破裂爆発・風ひょう雪災・物体の飛来衝突・漏水・騒じょう・盗難被害により休業した際、粗利益を共済金額限度に補償(共済金額の設定は日額1万円から50万円まで1万円単位、補償期間は90日または180日限度)

費用共済金

共済は補償重点です。事故が起きた際、損害共済金の他にもさまざまな費用をお支払します。



臨時費用

- 損害共済金の30%を臨時の費用としてお支払します
- 住宅物件は100万円限度
- 普通物件は500万円限度
- 工場物件は500万円限度



失火見舞費用

- 自らの責任による火災・破裂爆発の事故で他人の所有物に損害を与えたとき被災世帯数×20万円をお支払します
- 共済金額の20%限度



修理付帯費用

- 火災・落雷・破裂爆発の事故による損害の復旧(居住部分は対象になりません)にあたり支出した費用をお支払します
- 普通物件は1000万円限度
- 工場物件は5000万円限度(共済金額の30%限度)



残存物取片づけ費用

- 後片付けの費用を実費にてお支払します
- 損害共済金の10%限度



損害防止費用

- 火災・落雷・破裂爆発の事故で損害の防止・軽減のために支出した費用をお支払します



地震火災費用

- 地震・津波・噴火を原因とした火災事故で建物が半壊以上の損害が生じたとき(家財のみの損害は80%以上)共済金額の5%をお支払します
- 住宅物件は300万円限度
- 普通物件は300万円限度
- 工場物件は2000万円限度

お申込み・お問合せ先

神奈川県火災共済協同組合

〒231-0003 横浜市中区北仲通3-33-2
電話0120-625-618 FAX0120-911-258